

審 査 基 準

平成27年4月6日作成

法 令 名 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項 : 第59条第9項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の書換え
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : <ul style="list-style-type: none">核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第5条 (運搬証明書の記載事項の変更の届出)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 2 日
申 請 先 : 山口県警察本部生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課
備 考 :